

医療法人等に係る所得区分計算書（経費あん分方式）

法人名

事業年度： から
： まで

科 目			課非区分	総 額	非 課 税 分	課 税 分	備 考
医療 総 収 入	社 会 保 険 診 療 収 入		非 課 税	円	円	円	○ 「その他診療に係る収入」欄には、次の収入も含めること。 健康診断証明収入、医療相談収入、受託技工、検査料等収入、嘱託収入、室料の差額収入、診断書等の文書収入など。 ○ 「救急医療施設運営費等補助金」欄には、当該補助金のほか、主として医師、薬剤師、看護師等直接医療に係る人件費の補てんを目的とする補助金の収入を記入すること。 ○ 「委託事業に係る収入」欄には、神奈川県又は県内の市町村から委託を受けて医業・保健指導に関する事業を行った場合で、法人事業税の委託事業の減免に該当するものの収入を記入すること。
	自 由 診 療 収 入		課 税				
	労 災 保 険 診 療 収 入		課 税				
	そ の 他 診 療 に 係 る 収 入		課 税				
	救急医療施設運営費等補助金		課 税				
	委 託 事 業 に 係 る 収 入		課 税		(7)		
	計 (A)						
	あ ん 分 率		①	1			
医療 事 業 に 付 随 す る 収 入	受 取 利 息		課 税	円	円	円	○ 「雑収入」欄には、不用品売却収入、売店収入、電話、ガス、寝具等使用料収入等医療事業に付随した収入を記入すること。 ○ 従業員が負担した食事代に係る賄収入については、給食材料費と相殺して差し支えない。
	補 助 金 (救急医療施設運営費等補助金を除く。)		課 税				
	雑 収 入		課 税				
	計 (B)						
医療事業等に係る収入金額 (A)+(B) (C)						(4)	
上 記 の あ ん 分 率			②	1			
医療 直 接 費	人 件 費	あん分①	円	円	円	○ 医療直接費の算定に用いるあん分率①の算式 非課税分 $\frac{\text{社会保険診療収入}}{\text{(A)の総額}} = 0. \times \times \times \times \cdots \text{①}$ (4位未満切捨て) 課税分 = 1 - ① ○ 「人件費」欄には、医師、薬剤師、看護師等直接医療に係る人件費を記入すること。	
	薬 品 費	あん分①					
	材 料 費	あん分①					
	患 者 給 食 材 料 費	あん分①					
	減 価 償 却 費 (直 接 分)	あん分①					
	外 注 費	あん分①					
	そ の 他 直 接 費	あん分①					
	計 (D)						
共通 一般 管 理 費 等	法 人 事 業 税		課 税			○ 一般管理費の算定に用いるあん分率②の算式 非課税分 $\frac{\text{社会保険診療収入}}{\text{(C)の総額}} = 0. \times \times \times \times \cdots \text{②}$ (4位未満切捨て) 課税分 = 1 - ②	
	区 分 で き る 一 般 管 理 費		区 分				
	区 分 で き な い 一 般 管 理 費		あん分②				
	支 払 利 息		あん分②				
	資 産 の 譲 渡 損 益		あん分②				
	計 (E)						
各 種 引 当 金 十 (F)			あん分②			○ 当期繰入額、繰戻額を相殺のうえ、加算又は減算すること。	
各 種 準 備 金 十 (G)			あん分②				
医療事業に係る当期利益又は当期欠損の額 (C)-{(D)+(E)±(F・G)} (H)							
医療事業以外の事業等の当期利益又は当期欠損の額 (I)			課 税			○ 医療事業以外の事業に係る当期の利益又は欠損の額又は土地等の譲渡益(譲渡損)、有価証券の売却益(売却損)又は評価益(評価損)その他これに類するものがあるときはその額を記入すること。	
計 (H)+(I) (J)							
法人 税 別 表 (四)	加 算 (K)		あん分②			○ あん分については、上記までの各欄に区分されているものはそのあん分率によりあん分し、新たな項目については、共通一般管理費等のあん分率に準じて処理すること。 ○ この欄の加算、減算は、法人税別表(四)の30までの各欄のうち、該当するものを記入すること。	
		計					
	減 算 (L)		あん分②				
		計					
欠損金又は災害損失金の当期控除額 (M)						○ 総額欄には法人税の繰越欠損金額等を、課税分欄には法人事業税の課税所得として計算された繰越欠損金額等を記入すること。	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 (J)+(K)-(L)-(M) (N)					(7)		
委託事業により減免となる金額 (O)			(7) × (7) (4)				
法人事業税の課税標準となる所得金額 (N)-(O) (P)							

(注) 1 この計算書は、法人事業税を申告する際に添付してください。 2 決算書及び法人税申告書別表(四)の写しを添付してください。